（五）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。） （六）　道路法第五十条第二項の規定による負担金 （七）　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金 （八）　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業に係るものに限る。） （九）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金 （十）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条の規定による負担金 （十一）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金 （十二）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第九項の規定による負担金 （十三）　福島復興再生特別措置法第十条第四項（福島復興再生特別措置法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項（福島復興再生特別措置法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十六条第五項（福島復興再生特別措置法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金	（一）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金 （二）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金 （三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（一の項（五）に掲げるものを除く。） （四）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金 （五）　河川法第六十条第一項の規定による負担金（一の項（八）に掲げるものを除く。） （六）　福島復興再生特別措置法第九条第四項（福島復興再生特別措置法第十七条の八第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項（福島復興再生特別措置法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項（福島復興再生特別措置法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条第四項（福島復興再生特別措置法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金 （二）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の規定による補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金 （四）　森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金 （五）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金 （六）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金 （七）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものを除く。） （八）　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十九条の規定による負担金

（九）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金 （十）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金 （十一）　震災特別法第七条の規定による補助金 （十二）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金 （十三）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第三号に規定する事業の実施に係るもの（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）に限る。） （十四）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金 （十五）　東日本大震災復興推進調整費 （十六）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。） （十七）　被災者支援総合交付金 （十八）　情報通信技術利活用事業費補助金 （十九）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金 （二十）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 （二十一）　国宝重要文化財等保存整備費補助金 （二十二）　被災地通学用バス等購入費補助金 （二十三）　福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金 （二十四）　福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金 （二十五）　文化芸術振興費補助金 （二十六）　社会福祉施設等災害復旧費補助金 （二十七）　水道施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業に係るものを除く。） （二十八）　保健衛生施設等災害復旧費補助金 （二十九）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助 （三十）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 （三十一）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。） （三十二）　漁港施設災害復旧事業費補助 （三十三）　漁場等復旧支援対策費補助金 （三十四）　水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三十五）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三十六）　水産試験研究拠点整備費補助金 （三十七）　治山施設災害復旧事業費補助 （三十八）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） （三十九）　農業・食品産業強化対策整備交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） （四十）　農業用施設災害復旧事業費補助	